

(仮称) 柴田町デジタル田園都市構想総合戦略策定スケジュールについて

1. 策定について

地方自治体においては、「まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）」第9条及び第10条の規定に基づき、国の総合戦略を勘案した「地方版総合戦略」の策定に努めることとされております。

今回、国では、デジタル田園都市国家構想の実現に向け、令和4年12月に「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」を抜本的に改訂し、令和5年度を初年度とする「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を策定しました。

本町では、令和2年度から令和6年度までを計画期間とする「第2期柴田町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、地方創生の充実に取り組んでおりますが、こうした国の新たな総合戦略を踏まえ、デジタル技術を活用した地方創生を目的とする「(仮称) 柴田町デジタル田園都市構想総合戦略」を1年前倒しして策定いたします。

2. 国のまち・ひと・しごと総合戦略からの変更点

(改訂前) まち・ひと・しごと創生総合戦略

目指す姿 ~第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略~
将来にわたって「活力ある地域社会」の実現

基本目標

- ①稼ぐ地域をつくるとともに、安心して働けるようにする
- ②地方とのつながりを築き、地方への新しい人の流れをつくる
- ③結婚・出産・子育ての希望をかなえる
- ④ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる

継続

(改訂後) デジタル田園都市国家構想総合戦略

目指す姿 ~デジタル田園都市国家構想基本方針~
「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」

施策の方向 (1) デジタルの力を活用した地方の社会課題解決

- ①地方に仕事をつくる
- ②人の流れをつくる
- ③結婚・出産・子育ての希望をかなえる
- ④魅力的な地域をつくる

新設

施策の方向 (2) デジタル実装の基礎条件整備

- ①デジタル基盤の整備
- ②デジタル人材の育成・確保
- ③誰一人取り残されないための取組

3. 町の総合戦略の名称

「(仮称) 柴田町デジタル田園都市構想総合戦略」(以下「総合戦略」という。)とします。

4. 総合戦略の計画期間

令和6年度(2024年度)から令和10年度(2028年度)までの5か年とします。

5. 総合戦略の策定（政策目標の設定）

国の施策の方向を参考に5年後の町の地域ビジョンを設定します。この地域ビジョンの実現に向け、講ずべき施策の基本目標と具体的な施策を定め、施策の効果を客観的に検証できる指標（K P I）を設定します。

① 柴田町まち・ひと・しごと創生推進本部

町長を本部長とする「柴田町まち・ひと・しごと創生推進本部」において庁内における意思決定機関として最終的な合意形成を図ります。

② 柴田町総合戦略推進委員会

産業界・行政機関・教育機関・金融機関・労働団体・メディアなどの関係者で組織した「柴田町総合戦略推進委員会」において、各分野における専門的な意見及び幅広い視野からの意見を求めます。

③ 町議会との意見交換

議員全員協議会において素案等の進捗状況について説明し、意見交換を行います。

6. 総合戦略策定スケジュール

	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
総合戦略の策定									
①基礎データの収集	→								
②現状分析		→							
③将来人口の推計・分析			→						
④地域ビジョンの設定・政策施策の検討				→					
⑤K P I（重要業績評価指数）の設定					→				
⑥デジ田総合戦略の策定					→				
柴田町まち・ひと・しごと創生推進本部	●					●			●
柴田町総合戦略推進委員会		●				素案説明			●
町議会（議員全員協議会）		●					進捗説明		●